

# 河合町議会会議録

令和5年 8月28日 開会

河合町議会

## 令和5年第5回（8月）河合町議会臨時会会議録目次

○招集告示	1
第 1 号（8月28日）	
○議事日程	3
○本日の会議に付した事件	3
○出席議員	3
○欠席議員	3
○出席説明員	3
○議会事務局出席者	4
○開会の宣告	5
○開議の宣告	5
○町長の挨拶	5
○会議録署名議員の指名	6
○会期の決定	6
○承認第9号、同意第27号の提案理由の説明	6
○承認第9号の質疑、討論、採決	8
○同意第27号の質疑、討論、採決	10
○議会運営委員会の閉会中の継続調査の件	20
○閉会の宣告	21
○署名議員	23

河合町告示第29号

令和5年第5回（8月）河合町議会臨時会を次のとおり招集する。

令和5年8月24日

河合町長 森 川 喜 之

1 期 日 令和5年8月28日

2 場 所 河合町議会議場

3 付議事件

承認第 9号 専決処分の承認を求めることについて  
(令和5年度河合町一般会計補正予算)

同意第27号 副町長の選任について

令和 5 年 8 月 2 8 日（月曜日）

（第 1 号）

令和5年第5回（8月）河合町議会臨時会会議録

議事日程（第1号）

令和5年8月28日（月）午後 1時00分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名  
日程第 2 会期の決定  
日程第 3 承認第 9号 専決処分の承認を求めることについて  
(令和5年度河合町一般会計補正予算)  
日程第 4 同意第27号 副町長の選任について  
日程第 5 議会運営委員会の閉会中の継続調査について
- 

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第5まで議事日程に同じ

---

出席議員（12名）

1番	杵本貴司	2番	常盤繁範
3番	梅野美智代	4番	佐藤利治
5番	中山義英	6番	坂本博道
7番	長谷川伸一	8番	杵本光清
9番	大西孝幸	10番	馬場千恵子
11番	岡田康則	12番	疋田俊文

欠席議員（なし）

---

地方自治法第121条の規定により出席した者

町長	森川喜之	企画部長	森嶋雅也
総務部長	上村卓也	福祉部長	浮島龍幸
環境部長	石田英毅	まちづくり 推進部長	福辻照弘
総務部次長	小野雄一郎	福祉部次長	佐藤桂三

会長 支援長  
委員 次支  
事務局 育  
教育 子  
教事 課

中 尾 勝 人  
明 平 直 美

財 政 課 長 松 本 武 彦

---

**会議に従事した事務局職員**

局 長 心 得 高 根 亜 紀 主 事 平 井 貴 之

開会 午後 1時00分

◎開会の宣告

○議長（疋田俊文） 本日、告示第29号をもって令和5年第5回臨時会を招集されましたところ、ただいまの出席議員は12名で定足数に達しております。

よって、令和5年第5回臨時会を成立しましたので、開会します。

---

◎開議の宣告

○議長（疋田俊文） これより本日の会議を開きます。

---

◎町長の挨拶

○議長（疋田俊文） 町長、登壇の上、挨拶をお願いします。

○町長（森川喜之） 議長。

○議長（疋田俊文） 町長。

（町長 森川喜之 登壇）

○町長（森川喜之） 本日は、令和5年第5回臨時議会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましてはご多忙中にもかかわらずご出席を賜り、誠にありがとうございます。

さて、今臨時議会では、承認第9号の1承認及び同意第27号の1同意の合計2案件を提出をさせていただいております。後ほど案件の説明をいたしますが、皆様方には慎重審議をさせていただき、ご決定を賜りますようよろしくお願い申し上げまして招集の挨拶とさせていただきます。

本日はよろしくお願いいたします。ありがとうございます。

---

### ◎会議録署名議員の指名

○議長（疋田俊文） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により議長において指名いたします。

7番、長谷川伸一議員、8番、杵本光清議員を指名します。

---

### ◎会期の決定

○議長（疋田俊文） 日程第2、会期の決定を議題とします。

8月24日、議会運営委員会を開会していただいておりますので、岡田康則議会運営委員長より会期等について報告願います。

○11番（岡田康則） 議長。

○議長（疋田俊文） 委員長。

○11番（岡田康則） 議会運営委員会の報告をさせていただきます。

8月24日、議会運営委員会を開催いたしましたので、その結果を報告いたします。

会期は本日1日限りとします。

議案につきましては、承認第9号の1承認、同意第27号の1同意を本日上程し、審議いたします。

以上、報告を終わります。

○議長（疋田俊文） お諮りします。

会期等については、ただいまの委員長報告のとおり決定したいと思いますがお異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） 異議なしと認めます。

よって、会期は、委員長報告のとおり本日1日限りといたします。

---

### ◎承認第9号、同意第27号の提案理由の説明

○議長（疋田俊文） それでは、理事者の方より承認第9号の1承認、同意第27号の1同意に



ついて、提案理由の説明を登壇の上願います。

○総務部長（上村卓也） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 総務部長。

（総務部長 上村卓也 登壇）

○総務部長（上村卓也） それでは、私のほうから今臨時議会に上程いたされました承認第9号及び同意第27号の2案件につきまして説明させていただきます。

まず、承認第9号 専決処分の承認を求めることについてでございます。

令和5年8月7日に専決処分いたしました令和5年度河合町一般会計補正予算についてご説明申し上げます。

第1条、歳入歳出予算の補正につきましては、既定の歳入歳出予算にそれぞれ2,749万2,000円を追加し、予算総額を79億6,856万7,000円としたものでございます。

今回の補正につきましては、新型コロナウイルスワクチン追加接種の実施に伴い増額したもので、この医療に係る費用につきましては100%国費が充当されます。

それでは、歳出からご説明申し上げます。

8ページ、9ページをお願いいたします。

款4衛生費、項1保健衛生費、目2予防費では、令和5年度国庫補助金事業により新型コロナウイルスワクチンの追加接種を実施するとして1,286万2,000円増額したものでございます。

同ページの下段では、令和5年度国庫負担金事業により新型コロナウイルスワクチンの追加接種を実施するとして1,463万円増額したものでございます。

続いて、歳入について説明させていただきます。

6ページ、7ページをお願いいたします。

款15国庫支出金のうち項1国庫負担金では、新型コロナウイルスワクチン追加接種費、令和5年度国庫負担分として1,463万円増額。同じく項2国庫補助金では、新型コロナウイルスワクチン追加接種費、令和5年度国庫補助金分で1,286万2,000円をそれぞれ増額したものでございます。

以上、歳入歳出2,749万2,000円の増額補正となっております。

続きまして、同意第27号 副町長の選任についてでございます。

このことにつきまして、佐藤壮浩氏を選任したいので、地方自治法第162条の規定により議会の同意を求めるものでございます。

なお、経歴書を添付しておりますので、ご参照いただきたいと思います。

以上よろしくご審議、ご決定賜りますようお願い申し上げまして、案件の説明を終わらせていただきます。

---

### ◎承認第9号の質疑、討論、採決

○議長（疋田俊文） 日程第3、承認第9号 専決処分の承認を求めることについて（令和5年度河合町一般会計補正予算）を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑のある方、発言願います。

○6番（坂本博道） 議長。

○議長（疋田俊文） 坂本議員。

○6番（坂本博道） それでは、2点伺います。

1つは、公費でのワクチン接種というのは、もう今回が最後になるのでしょうか。

それから2つ目は、全体として接種率は低下していますが、高齢者での接種状況は第6回も6割ぐらいとなっております。今回改めて案内を送る対象はどういう人たちでしょうか。また、実施期間はどれぐらいを予定していますか。それと集団接種と個別接種はどのような割合で予定しているのでしょうか。

○子育て支援課長（明平直美） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 明平課長。

○子育て支援課長（明平直美） では、今ご質問いただきました今回が無料接種になるのが最後であるのかということですが、国のほうから今年度一応最後というふうに言われていますが、来年度どういう状況で接種が進んでいくかというところは、まだ明確に出されていませんので、はっきりすみません、お答えすることができないんですけれども、今年度は無料でいかせていただくという形になっております。

高齢者の方、6回目接種のほうでは6割打たれていますけれども、今回の対象者ということですが、今回は6か月から対象者全員になってきますので、今回高齢者の方も含めまして1万3,900名が対象というふうになっております。

接種期間ですけれども、今年度いっぱい接種期間というふうに打ち出されております。個別接種、集団接種の割合ですけれども、来年度定期接種化をもしなっていければ、もう

個別接種が主になるということも踏まえまして、秋接種のほうも個別接種が8割、集団接種2割で予定をしております。

以上でございます。

○6番（坂本博道） 議長。

○議長（疋田俊文） 坂本議員。

○6番（坂本博道） それで、町内でもコロナ感染者数が増えております。対策的な対応もやっぱり必要ではないかと思えます。

その上で、町内でのコロナ感染情報の把握の独自の仕組みなどをつくってはどうかと思いますが、どうでしょうか。

それから2つ目は、この秋はインフルエンザの予防接種とまた同時進行になります。この3年間はこの補助金を活用して、65歳以上のインフルエンザ予防接種は無料にしましたが、今年には元に戻る予定になっております。コロナ基金も活用して検査キットなどの備蓄やインフルエンザ予防接種無料化などの検討などというのはされていないでしょうか。

○子育て支援課長（明平直美） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 課長。

○子育て支援課長（明平直美） すみません、1つ目のご質問ですけれども、河合町のほうでも増えてきているとはいいますが、実際にどなたがどれぐらいかかっているという情報はちょっと分からないという状況になっております。奈良県のほうが出している定点把握の数字でしか河合町のほうもちょっと把握のほうができないという状況になっております。

インフルエンザのほうの費用のほうとかに関しましても、去年まで3年間は無料にさせていただきただけでしたが、今年度につきましても無料でできる方向では考えています。

以上でございます。

○議長（疋田俊文） 他にございませんか。

（発言する者なし）

○議長（疋田俊文） ないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） 異議なしと認めます。

これより承認第9号の採決を行います。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(疋田俊文) 全員であります。

よって、承認第9号 専決処分の承認を求めることについて(令和5年度河合町一般会計補正予算)は承認することに決しました。

---

◎同意第27号の質疑、討論、採決

○議長(疋田俊文) 日程第4、同意第27号 副町長の選任についてを議題とします。

採決する前に、何かご意見ございませんか。

○6番(坂本博道) はい。

○議長(疋田俊文) 坂本議員。

○6番(坂本博道) それでは、まず町長に伺いますが、今回副町長として期待する役割というのはどのように考えた上での派遣人事の受入れでしょうか。財政だけでなく、全般的な行政課題の推進のための調整や、そして職員の育成など組織の強化も重要な課題だと思いますが、そのような役割も期待しているのでしょうか。

もう一点、2年間という期間限定の評価基準が財政指標の目標達成となっておりますが、その評価は派遣された人に対するものなのか、それとも町長や町民も含めた河合町に対する評価の指標なのか、どのように受け止めるべきなのでしょう。勇ましいようではありますけれども、あまりにも目先の数字に振り回される行政運営にならないかと危惧をしますが、どうでしょうか。

○町長(森川喜之) はい。

○議長(疋田俊文) 町長。

○町長(森川喜之) 坂本議員のご質問にお答えいたします。

今般、県のほうに申入れをさせていただき、人材の派遣をということで今回上程させていただきました佐藤氏を選任させていただきました。同意をしていただいて、今回上げさせていただきます。

この要請については、今、河合町が置かれている財政、これの立て直しを私は公約でも皆さん方にお訴えをさせていただいて、まずイの一番に財政の立て直しということ、これを1点で考えておりました。

また、今ご質問にあったように、全般本当に河合町の職員のまた勉強もさせていただいたり、また住民の皆さん方にお応えをできる行政にという思いで選任をさせていただいて、県の同意をいただきました。その同意の中で2年間という制約、これは河合町が以前の町財政の立て直し、これに対して県の様々なご支援がありました。またご協力もしていただきました。けれども、まだ達成率が100%ではございません。その上で、県のほうから18%の目標値に達成できればしてほしいということで派遣協定を結ばせていただいて、協定書に結ばせていただいて、まず2年で18%に達成できれば、まずは3年、その後また随時4年も視野に入れて考えていきたいという県との協定に基づく形で協定をさせていただきました。

私ども町も一丸となってこの目標値に達成をできるように頑張っまいると思いますし、また住民の皆さん方にもしっかりとこの今の河合町の財政を知っていただきご協力を願う、その一途でございます。どうか皆さん方のご理解を得まして、できましたら河合町の財政の立て直し、またこれから未来永劫にこの河合町が続けられるように、私はそのように思って今派遣の申入れをさせていただいて県のほうから派遣をしていただいたと、そのように考えておりますので、どうかご了承よろしくお願ひいたします。

○6番（坂本博道） 議長。

○議長（疋田俊文） 坂本議員。

○6番（坂本博道） その上で、今回の協定書、この間説明を受けましたけれども、その辺でいくと、一番の眼目は、そしたらいわゆる町の借金というのを、今出されている計画で準備されている事業や何かを含めて増えていく部分や減る部分も含めてですが、実額として元金を減らすというところに一番の眼目があるというふうに理解をされているのでしょうか。

それと、もう一つは、さっき言いましたが、やはりこの結果に対する評価というのが2年間ということですが、そういう意味では、腰を据えてやっぱり今の町行政を進めていく、また町長をサポートするという点では、そういうやり方ということについて少し危惧もありますが、その辺はどういうふうに改めてお考えでしょうか。

○町長（森川喜之） 議長。

○議長（疋田俊文） 町長。

○町長（森川喜之） 私自身は、前回の町長選挙で4年の任期を与えられました。この4年の任期の中で素早く財政の再建に取り組みたいと、そのように考え、今回このようにまず県の要望、それを踏まえて取り組んでまいりたいという思いであります。

これから様々な取組をする中で、議会の皆さんとともにしっかりと今の財政の根本的な問

題点をしっかりと明記させていただいて、それに対しての取組という形で考えてまいりたいと思っております。どうかよろしく願いいたします。

○議長（疋田俊文） 他にございませんか。

○2番（常盤繁範） 議長。

○議長（疋田俊文） 常盤議員。

○2番（常盤繁範） では、2回にわたって質問させていただきます。

先日8月24日に全議員宛てに説明会が行われまして、奈良県職員の派遣に関する協定の締結についてご説明いただきました。その内容について、内容の確認のための質疑をさせていただきましたが、後日、各新聞各社が報道してくださってしまっていて、実際のところ、その説明会の質疑の内容よりもこちらの記事のほうがある程度詳しく書かれているところもありますので、それに基づく形で2点ほど質問させていただきます。

まず1つ目としましては、職員の派遣期間は9月1日から2年間の予定と書かれておりますが、実際にこれ従事されるのはいつからになりますか。これが1点目、1回目の質問でございます。お答えください。

○総務部次長（小野雄一郎） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 小野次長。

○総務部次長（小野雄一郎） 本日この議案が同意いただけたという前提の上ではございますが、9月1日に着任し、そこから職務を開始される予定でございます。

○議長（疋田俊文） 常盤議員。

○2番（常盤繁範） では、最後になりますが、2つ目の質問をさせていただきます。

9月1日から実際に勤務されるという形になりますので、実際にどういう形の取扱いというか処遇になるのかというところの部分は、説明会の際にも確認はさせていただいたんですけども、明確ではなかった点がございます。もともとそういう説明がなかったんで、そのままのかなと考えているところではあるんですが、特別職の報酬額、こちらのほうは今現状の条例の金額のとおりになるのかというところがまず1点目。

それと、退職金の負担に関しては、はっきりと回答をいただいていた感じがなんですね。そういったところの部分、県としっかりと事務手続上のすり合わせが行われて、9月1日から本当に河合町にとっては望ましい形の方がしっかりと自分の処遇も定められて勤務されるという形になるのかどうか、そこを確認させていただきたいんですけども、よろしく願いします。

○総務部次長（小野雄一郎） 議長。

○議長（疋田俊文） 小野次長。

○総務部次長（小野雄一郎） ご質問いただきました処遇の部分でございますが、給与等につきましては、特別職の職員で常勤の者の給与及び旅費に関する条例に基づく額が全額支給されることになっております。ただし、今後これまで実施しておりました削減等に関しましても、ご本人さんと協議の上、一応する・しないという部分を検討してまいりたいと考えております。

次に、退職金の部分でございますが、奈良県から派遣された副町長の退職手当につきましては、奈良県の条例に基づき、河合町の副町長として勤務された期間も通算して支給されることとなっております。したがって、退職金を本町からお支払いするという事は、今のところ予定はないということです。

一方で、その負担の部分でございますが、退職手当につきましては、本町の場合、一部事務組合である奈良県総合事務組合、こちらのほうで処理していただいております。現在、県内で県から副町村長の派遣を受けている団体が何団体かございますので、そのほかの団体との負担金の支払いの均衡と、あとご本人への不利益等が生じる、生じないなどの、そういったことを考慮した上で、今後の負担金の在り方については協議を進めてまいりたいと考えております。

○議長（疋田俊文） 他にございませんか。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（疋田俊文） 中山議員。

○5番（中山義英） そうしましたら、副町長の選任に当たって、奈良県と締結された職員の派遣に関する協定書の件について、2点質問します。

今回は既に副町長の選任は決まっているので、もう今さら何を言っても仕方ありませんが、今後のことを考えて質問します。

協定書の第5条には、奈良県から派遣される職員の職については、副町長またはこれに相当する幹部職員とすると規定されています。なぜ県から派遣される職員が河合町に来れば副町長またはこれに相当する幹部職員になるのか、私は理解できません。極端な言い方をすれば、この規定からは、仮に県に採用されて10年ぐらいの役職のない職員であっても、河合町に来れば副町長または部長級に相当する幹部職員になるという意味です。あまりにして河合町を見下したようなこの規定を河合町はおかしいと思われませんか。誰が協定書をつくった

かは知りませんが、地方分権一括法の施行以降、県と市町村の関係は対等です。いまだに県を上級官庁とする考え方は甚だ時代遅れとしか言いようがありません。

1点目の質問です。

河合町はどのような考えでこの規定を認めましたか。削除または修正できませんか。

2点目、今後、県に人材を依頼する場合を考えて、勤務年数が何十年以上でかつ課長級以上で幅広い知識と経験を持った人物という条件を設けた規定を追加すべきと考えます。

以上2点について、町の見解をお答えください。

○総務部次長（小野雄一郎） 議長。

○議長（疋田俊文） 小野次長。

○総務部次長（小野雄一郎） 今回締結いたしました協定の内容についてでございますが、今月の初旬、具体的には8月2日なんですけれども、県から最初に掲示をいただきました。その際、一旦持ち帰りまして、目標達成のための手段などを検討し、非常に厳しく高い目標であると認識はした上で、抜本的な財政再建のためには、どこかのタイミングで集中的に取り組む必要があるため、この規定の内容を受け入れようと考えたところでございます。

この規定内容について修正等ができないのかという部分でございますが、本町がその内容について了承の上、8月23日に締結したものでありますので、今の段階でこの内容を変更するということは考えておりません。

あと、なぜ上級の職、副町長またはそれに相当する幹部職員なんだという部分でございますが、あくまでも今回は副町長として来られる方の派遣をお願いしたものでございますので、協定上こういった書きぶりになっておるといことでございます。

最後に、勤続年数などの具体的な提示をした上で要請できなかったのかというところでございますが、今回財政再建を目的として県職員の派遣を希望し、そういった目的に適した県職員を県において選定していただいたものとなっております。本町は、県の職員の人材というのを広く知っているわけではございませんので、ある程度奈良県に委ねる形で依頼するのが好ましかったのではないかと考えておるところでございます。

以上となります。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（疋田俊文） 中山議員。

○5番（中山義英） そしたら、地方分権一括法が施行されて、国と都道府県、国と市町村、都道府県と市町村の関係は上下主従の関係から対等・平等の関係に変わっています。しかし、



この規定を読むといかにも河合町の職員が県の職員より劣っているように読めます。県の職員も河合町の職員も同じ地方公務員です。既に副町長は選任されているので、期待するしかありませんが、河合町の現状を改善するためには、県の職員なら誰でもよいというものではありません。県から来てもらう方の給料は全額河合町が負担します。そして、その財源には町民の税金が使われています。財政、まちづくり、人材育成など幅広い分野に精通した知識や経験を持った人に来てもらいたいというのが私の考えです。

○総務部次長（小野雄一郎） はい。

○議長（疋田俊文） 小野次長。

○総務部次長（小野雄一郎） まず、冒頭おっしゃった町の職員が県より劣っているんじゃないかという考えを持っているのかという部分でございますが、決してそのような考えは持っておりません。県の職員さんが得意とする分野、そして優れておられる分野、そして我々町の職員というのは、本当に住民の一番近くで職務の遂行に当たっておるわけですから、県職員の方が持つておられないノウハウも持つておると思っております、どちらが優れているといった考えは持っておりません。

その上で、誰でもいいのではないということでございますが、今回町長が知事にそういった派遣を依頼されて、その中で推薦、選ばれた人物であられるわけですから、決して誰でもいいと考えて当該議案を提出しているわけではございません。

○議長（疋田俊文） 他にございませんか。

○7番（長谷川伸一） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 長谷川議員。

○7番（長谷川伸一） 私からは2点お聞きします。

まず、町長にお尋ねします。

今回、副町長の人選に関しましては、4月に選挙に当選されて、5月に町長に就任後、副町長人事について町の現在の町職員からの登用とか、またOBとかそういう方の登用は検討されたのでしょうか。

その1点と、2点目、今回8月23日に山下知事からの指摘の数値目標2項目出ております。2項目のうちのみまず実質公債費比率、これはローン返済の負担率を表す指標なんです、これは令和7年度の計画では18.5を起債要許可団体となるのが18%以上はなりません、それ以下を目指しなさいということに理解しておるんですけども、これについて、令和3年、4年、5年と数値は18%以下ですが、この間に就任されたときに今度副町長がなられたとき

に2年間の在任期間となりますと、9月1日から就任されますと、令和7年8月末までなんですけれども、令和7年度の数字がまだ出てきませんよね。どこでそういった指標の達成を確認するのか。

それと、将来負担比率につきましては、これは現在ローンの借金高の負担がどんだけかいう指標なんですけど、これについては大体令和5年度も5ポイント、5%ずつ下げるということで、大体金額的には削減の幅は私自身としては理解するんですが、この要するにジャッジ、2年間の任期を今度延長するのにどのタイミングで数値を確認されるのか、その点ちょっと教えていただきたいんです、特に実質公債費比率について。

○町長（森川喜之） 議長。

○議長（疋田俊文） 町長。

○町長（森川喜之） 今回、県から派遣をお願いいたしましたのは、やはり今の河合町の現状、これをしっかりともう一度初めから立て直したいという思いがございました。今までこの河合町の財政状況は、やはり数字の上での部分と、実質、町の施設の改修もできないぐらい今の河合町の財政が逼迫している。

昨日、小中学校を視察させていただきました。これらの学校の施設状況、大変悪うございました。それは、なぜそれぐらい悪くなっているのか。財政がやはり逼迫して建物すら修理ができてこなかった。それは、今、子供さん方が通っている学校の壁面が落ちてきている、このような状況を皆さん方とともに視察をさせていただいて、何が一番大事なのか、何から始めないか、私は選挙前から様々な状況を勉強させていただきました。けれども、今町長に就任をさせていただいて、学校の施設、またほかの施設、これらを修理しなければならない。子供さん方の安心・安全を守らなければならない。そのためには、何が 필요한のか。まず、今の町の財政の立て直しがイの一番だと思っています。これがなければどんな修理もできないわけでありまして。そのために、県から財政にたけた人を執行していただいたり、副町長に就任していただきたい、このように考えて今回お願いをしたわけでありまして。

私は、今の河合町を立て直すためには、今までのようなやり方では無理がある。これは議員の先生方も同じ気持ちだと私は考えております。この河合町を立て直すためには、まず皆さん方や町民の皆さん方にご苦勞をかけることもこれからあると思います。まず、イの一番に副町長を県の財政に詳しい方を来ていただき、どのようにこの河合町を立て直すかということ私を私は考えて、このようにさせてもらっております。

これからしっかりと2年間いただいたこの猶予の中で、副町長とともに、河合町の職員と

ともにまずこの財政目標を実現できるように頑張りたいと考えています。今この場所でこの残されたいいただいたまず2年間、全力でその目標値に近づけていきたいと、そのように考えています。これは副町長に就任していただき、河合町役場職員全員でこの取組をさせていただきたいと考えています。今しばらくお待ちをいただいて、副町長就任後、皆さん方にお知らせをさせていただき、また住民の皆さん方のご協力もいただかなければならない、そのような政策を打ち出したいと考えております。今、長谷川議員のご質問に、すぐに何%いつやるとかというような時期的なものは今お答えはできませんけれども、しっかりとその体制をつくっていききたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（疋田俊文） 他にございませんか。

○7番（長谷川伸一） はい。

○議長（疋田俊文） 長谷川議員。

○総務部長（上村卓也） すみません。

○議長（疋田俊文） 総務部長。

○総務部長（上村卓也） すみません、長谷川議員から聞かれておりますいつの数値を基にということですが、長谷川議員おっしゃったように、丸2年ということになりましたら令和7年8月末とかいうことになるんですけども、その時点で確定している数値、いわゆる6年度末ということになりますけれども、その末で判断をするということになります。

○議長（疋田俊文） 他にございませんか。

○7番（長谷川伸一） はい。

○議長（疋田俊文） 長谷川議員。

○7番（長谷川伸一） 町長にお尋ねします。

ちょっと確認なんですけど、町長の思いはよく理解しております。私が1回目質問したのは、現職員からの登用とかOBからの登用は検討されたのか。そうじゃなくて、新しい今の考えで外部の考え方、今までの考え方に踏襲しない方を、新しい人を入れて、考え方を入れてという、そこだけ確認してご答弁願います。

○町長（森川喜之） はい。

○議長（疋田俊文） 町長。

○町長（森川喜之） 長谷川議員の質問にお答えします。

全く今考え方を変えて、新たな形でという思いでそうさせていただきました。

○議長（疋田俊文） 他にございませんか。

岡田議員。

○11番（岡田康則） すみません、町長にお尋ねします。

難しいことじゃなしに、前の1期4年間、県のOBの方に来ていただいて、河合町の職員さんと財政、いろんなことについてやられていたんですけれども、私たち、私の目から見まして、個人的な意見になるかもしれませんが、なかなか意見も一致していなかったようにも思いますし、うまく進んでいなかったのかなということで、お尋ねしたいのは、今、長谷川議員も言われましたけれども、町の財政ということに対して、部長級の方たち、優秀な方たちたくさんおられるのに、すぐに副町長を県のほうに依頼されるんじゃないしに、少し様子を見て、それと、今町長が熱く語っておられたことをそういうふうな形で今の職員さんたちにぶつけていけば、それで様子を見てから、これはどうしてもなかなか厳しいと。だって、それから県の職員、県のほうにお伺い立てたらどうやったのかなとか思ったりもするんですけれども、ちょっとお答え願えますでしょうか。

○町長（森川喜之） はい。

○議長（疋田俊文） 町長。

○町長（森川喜之） 岡田議員の質問に答えさせていただきます。

おっしゃるとおりかも分からないと思います。ただ、河合町の職員もしっかりされた方もぎょうさんおられます。ただ、やはりこの河合町の財政を立て直すためには、幅広い所見を持った方が私は必要だと考えておまして、まずこれは時間を置いてとおっしゃっておるのも分かるんですけれども、私は一日でも早く財政の立て直しをしたい、県のまず財政のことをよく知っている方が欲しいなど、そのように思っていました。

これは、ずっと続けて県から派遣という意味だけではないしに、やはり河合町の前回の県の元職員さん、今回は現職の職員さん、一旦県を辞めて来ていただくことになっています。本当にそれだけ県のほうも河合町の財政の立て直しを心配しておられました。私どもも河合町もやっぱり一日でも早く立て直しをするためには、県から副町長をといる私はそのような思いですっきりしましたので、まずこの形でやらせていただいて、それで次のときには河合町の職員さんで持っていただけるように、共に勉強していただいて育ってもらえたらなど考えておるんで、今回の人選についてはしっかりと県のほうで検討していただいて、協力していただける方だと、そのように思います。

本当に河合町の職員も、そんな決して能力がないとかあるとかそういう問題ではないしに、私個人がやはり財政の立て直しはまず新しい方だという思いで、県の職員というのを念頭に

置いて人選をさせていただきました。まず今の河合町を皆さん方にもしっかりと見ていただいて、副町長しっかりと頑張っていただけの方だと私も確信しておりますので、どうかよろしくをお願いいたします。

○議長（疋田俊文） 岡田議員。

○11番（岡田康則） 本当に先ほどの教育の学校のこととか熱く語っていただいて、それはもう住民も本当によく分かっていただいている、今度の町長すごいなという話で本当に聞いております。それで、その熱い思いを、しつこくなるんですけども、今の職員さんにつけていただいたら、この18%というのも少しずつクリアできていくんじゃないかな。本当にそれと河合町のイズム、河合町イズムですよ。今までの歴史、それを職員さんたちは分かっております。住民さんもよう分かっております。甘いと言われるかもしれませんが、でもそこでやはり町長が大きな声でやろうぜというようになればもっとやっていけて、だからもう少し1年でも後からでも、県のほうにこれはどうしてもあかんねんというふうであればよかったのかなとかいう思いであります。

○議長（疋田俊文） 他にございませんか。

町長。

○町長（森川喜之） また今後様々な検討もしながら頑張りたいと思いますし、この副町長を決める際にも、河合町の部長会の中でもしっかりと話は協議させていただきました。また、その中で全体で副町長を県から迎え入れるということの私は同意を得ていると、そのように思っています。また、これからもしっかりと河合町の職員一同、私も共に頑張らせていただきたいと思いますので、よろしくをお願いいたします。ありがとうございます。

○議長（疋田俊文） 他にございませんか。

（発言する者なし）

○議長（疋田俊文） ないようですので、暫時休憩します。

休憩 午後 1時45分

再開 午後 2時00分

○議長（疋田俊文） 再開します。

これより同意第27号の採決を行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

○6番（坂本博道） 討論させて。

○議長（疋田俊文） 坂本議員。

○6番（坂本博道） では、賛成討論をさせていただきます。

本来、河合町の今後を考えると、今回も自前の人事というのが本来はいいのではないかと  
思っております。しかし、住民から選ばれた町長が自らの町政運営に必要と思う人事を行う  
ことは、まず尊重されるべきと考えております。よほどその人物に問題ない限りは、基本的  
には出発時点として賛成したいと思っております。このことは、前の清原町長の際の対応と同じと  
考えています。

しかし、財政指標がよければよい行政運営ということは、そうではないとは思っておりま  
す。それだけに、今回のように財政問題重点、そして短期の数値目標を基準に評価し、派遣  
を継続かどうか決めるような人事は、本当の意味で派遣された人の能力の発揮や、また町行  
政の在り方を歪める可能性もあるのではないかと考えております。それぞれの立場でこの同  
意案件に賛成しながらも、必要なチェックをする役割は発揮していきたいということを申し  
添えて、賛成討論とさせていただきます。

○議長（疋田俊文） 他にありませんか。

（発言する者なし）

○議長（疋田俊文） ないようですので、討論を打ち切ります。

本件を原案のとおり同意することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（疋田俊文） 全員であります。

よって、同意第27号 副町長の選任については了承されました。

---

#### ◎議会運営委員会の閉会中の継続調査の件

○議長（疋田俊文） 日程第5、議会運営委員会の閉会中の継続審査についてを議題とします。

議会運営委員長から会議規則第73条の規定により、本会議の会期日程等の運営に関する事  
項について、閉会中もこれを継続していきたい旨がありましたのでお諮りします。

委員長からの申出のとおり、閉会中も継続審査することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(疋田俊文) 異議なしと認めます。

したがって、委員長からの申出により、閉会中も継続審査とすることに決定しました。

---

#### ◎閉会の宣告

○議長(疋田俊文) 以上で、今期臨時議会に付議されました案件は全て議了しました。

ここで、先ほど皆様方の同意を得て副町長に就任されることになりました佐藤壮浩氏が来られておりますので、登壇の上ご挨拶を願います。

(副町長 佐藤壮浩 登壇)

○副町長(佐藤壮浩) 改めまして、ただいまご紹介いただきました佐藤と申します。皆様どうぞよろしくお願いたします。

このたびは、選任議案に同意賜りまして、誠にありがとうございます。この上は甚だ微力ではございますが、身を粉にして働き、河合町の発展のために、財政問題をはじめとする町の諸課題に対し全力を尽くして取り組んでまいりたいと考えております。

議員の皆様方には、なお一層のご指導・ご鞭撻賜りますよう心よりお願い申し上げます。

どうもありがとうございました。

○議長(疋田俊文) これをもちまして、令和5年第5回臨時会はただいまをもちまして閉会したいと思います。

閉会 午後 2時10分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 疋 田 俊 文

署 名 議 員 長谷川 伸 一

署 名 議 員 杵 本 光 清